

現地見学会に関する再質疑に対する回答書

令和2年7月13日

No.	資料名	頁など	質問項目	回答書
1	現地見学会に関する質問回答	No.1	<p>現地見学会が再設定されないことについて、隣接地で稼働中の KRC 設備のみならず、産廃・RDF 搬入車両等との関係を質問も含め確認し万全の安全対策を講じること等、貴組合がお求めになられている安全かつ効率的で経済性に優れた工事提案において現地見学会は不可欠であると考えております。にも拘らず、「着工時に更地になる」からよしとする御回答は、貴組合のお求めになられる工事内容を満たせないのではないのでしょうか。現地見学会の再設定されることを求めます。</p>	<p>ご質問頂いている稼働中の KRC 設備については、建設用地外の民間施設の設備であることから、現地見学で確認することはできません。建設用地内においては、残置物や構造物などが現地見学時に確認できたかと思いますが、本件については着工時に更地として引渡します。また、土壌汚染が懸念事項として考えられますが、発注仕様書 p3-1 において土壌汚染対策工事は本工事の対象としていないことを記載していることから、「現地見学会に関する質疑回答書 No1」で示した回答としております。なお、提案書の作成において KRC との接触は厳禁としますが、車両の関連性などについては砂山緑地などから現状を直に継続的に確認することも可能であると考えます。あわせて、敷地の周囲に仮囲いを施す計画となることや、「現地見学会に関する質疑回答書 No9」でご回答したとおりの条件であるため、工事時における重機等の旋回範囲などへの懸念がある場合は現地ではなく机上検討が主となるものと考えられます。以上を踏まえた上で、本組合では、現地見学会の再設定は致しません。</p>
2	現地見学会に関する質問回答	No.5	<p>東電の約款外の内容を設計図書の内容としていたため、2度にわたり根拠について質問したにもかかわらず明確な回答がないのでは、残念ながらコンプライアンスに反する危険性が極めて大きいと言わざるをえません。特別地方公共団体である一部事務組合として、発注条件におけるこうした疑念を解消する説明責任があるのではないのでしょうか。企業にコンプライアンス違反の可能性を強いるのはあり得ないことと考えておりますので、何とか根拠をご回答願えないのでしょうか。</p>	<p>本組合においても協議先との守秘義務があることから、回答としては従前のおりとなります。なお、東京電力エネルギーパートナーの電気需給約款[高圧] (2019年10月1日)の「Ⅲ契約種別および料金 14 業務用季節別時間帯別電力 (1) 対象となるお客さま」のただし書きに、「(前略) 2,000 キロワット以上であるものについても対象とすることがあります。」と記載されております。</p>

現地見学会に関する再質疑に対する回答書

令和2年7月13日

No.	資料名	頁など	質問項目	回答書
3	現地見学会に関する質問回答	No.4,13,14,16,22,37	<p>入札条件等として貴組合で提示される上下水道や電線との取合いについては、通常取合い可能点がありますし、平等の入札条件の元各社見積をするためには不可欠な項目です。他の案件でこのような「どこでもいい」「提案事項」などはあり得ませんし、そうした中でもし受注後に受注者想定が取合い点が取れずレイアウト等変更になる場合は、全ての設計変更費用が貴組合帰責（提示された入札条件の変更）となるという理解でよろしいでしょうか。また、管理者とそれぞれ協議しるとご指示されるものについては、協議すべき相手先をお示しください。なお、従前よりKRCや三菱ケミカルとの接触は厳禁とのご指示でしたが、「雨水調整池についてはKRCに聞くように」とのご回答はどのように理解したら宜しいでしょうか。応募業者に対して一貫した指示をお願いします。</p>	<p>No4 については、引込電柱は発注仕様書（参考1）に示しており、これ以降を提案事項としております。</p> <p>No13、No37 については、事業用地に接する市道 8-102 号線に、ボックスカルバート（1,500mm×1,000mm）が埋設されていますので、これに接続する提案としてください。調整池等、放流時の制約は特にありません。</p> <p>なお、このボックスカルバートの所管は、周辺企業数社となっているため、接続時の調整は当組合が行います。</p> <p>No14、No16 については施設に応じて下記にお問い合わせ願います（工業用水：茨城県企業局業務課、上水道：神栖市水道課、下水道：茨城県土木部鹿島下水道事務所）。</p> <p>No22 についてはご質問の意図が理解できません。</p> <p>なお、発注仕様書に用水として工業用水を記載しておりますが、工業用水への接続に関しては新施設で使用する使用水量に左右されるとのことであったため、想定される使用水量をご提示の上、茨城県にお問い合わせをお願いします。その際に、工業用水への接続が困難となるようでしたら、上水道を利用する計画でのご提案を可能とします。</p> <p>あわせて、本質疑回答の内容を踏まえて関係する管理者にお問い合わせ頂き、取合い点等を含めた提案がなされるものと考えますので、原則として設計変更の対象とは致しません。</p>

現地見学会に関する再質疑に対する回答書

令和2年7月13日

No.	資料名	頁など	質問項目	回答書
4	現地見学会に関する質問回答	No.10	残土の場外搬出をしない想定ですと、敷地全体がフラットになるように整地されることになり、現状の敷地周辺のり面等考慮すると KRC 地盤高さより下がることになると想定されますがその理解でいいでしょうか。新施設は KRC と同じ地盤高さにするため客土が必須と理解しており、造成レベルが示されないと客土の数量把握ができず見積をすることができません。「残土の外部搬出は行わずに更地」だけでは、別途情報提供がされている場合を除き見積は不可能です。客土については清算事項であることを明言されるか、造成レベルをご提示ください。もしくは KRC の地盤との段差を許容する旨明示ください。	現況地盤付近で計画願います。 現況の地盤は発注仕様書の添付資料の測量データ及びボーリング調査結果を参照願います。 なお、新施設と KRC 施設は敷地境界で別の土地となるため、両敷地の地盤に段差が生じたとしても問題ないと考えています。
5	現地見学会に関する質疑回答書	No.15	生活排水の下水道放流にあたり合併浄化槽を新たに設置すること、とありますが、建設現場は鹿島臨海特定公共下水道区域となるため、合併浄化槽は不要と理解します。	No.15 の回答については、浄化槽を設置する場合は 1 施設当たり 1 基の浄化槽という原則論で回答をしているため、直接公共下水道に接続する場合は、放流基準を満たす限り御理解のとおりです。
6	現地見学会に関する質疑回答書	No.30	飛灰搬出は水分 10～15%の湿灰で搬出するようご指示がありましたので、ジェットパック車は使用しない計画と理解します。	直接排出のルートでは、水分 5%以下の状態でジェットパック車を利用する計画とします。
7	現地見学会に関する質疑回答書	No.34	敷地内の高圧ケーブルは必要に応じて機能移転をするようにのご指示ですので、高圧ケーブルや NTT 回線、電柱の移設は、事業者が決めた方法、時期に行うものとして計画致します。	御理解のとおりです。
8	出来高予定額等について		契約後数カ月で 50%の出来高等で計画されているのは見たことがなく、「国庫交付金の有効かつ適切な活用」と現実的でない出来高進捗に矛盾を感じております。つきましては、国庫交付金活用事業という観点から、またコンプライアンス遵守の観点から、不自然な点については、構成自治体や茨城県、環境省へも確認してもよろしいでしょうか。	国庫交付金を確保するため、今回提示の出来高予定割合に見合った予算措置を行う予定です。これには構成市議会及び事務組合議会のそれぞれの議決が必要であり、提案書類の受付前までに予算化する予定です。 なお、構成市及び事務組合では、茨城県を通じて本事業に係る国庫交付金の確保について国へ要望を行っているところであり、問い合わせ等についてはご遠慮願います。

現地見学会に関する再質疑に対する回答書

令和2年7月13日

No.	資料名	頁など	質問項目	回答書
9	現地見学会		<p>現状において、KRCより予定用地の取得がまだされていない状況とされておりますが、もし、10月の本契約時までに用地の売買契約がなされない場合は、工期等の仕様条件が大幅に異なるため、本事業は再度公告などの延期、もしくは中止、取消となるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>用地の契約については組合議会の議決案件であり、本体事業契約案件の上程では議会の理解を得ることは難しいと想定され、用地の契約と本体事業契約と併せて議会へ上程する予定です。このため、基本的にはご理解のとおりです。</p>